

(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約 (平成27年12月15日議決、平成29年12月14日変更議決) の一部を次のように変更する契約を締結する。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

4の契約金額「7,993,822,000円」を「7,992,095,053円」に変更する。

1 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について
(平成27年11月26日提出・平成27年12月15日議決)

| | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事業名 | (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 |
| 2 | 履行場所 | 川崎市麻生区栗木2丁目8番3号 |
| 3 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 8,083,958,233円 |
| 5 | 契約期間 | 契約締結の日から平成44年3月31日まで |
| 6 | 契約の相手方 | 川崎市中原区上小田中二丁目3番6号 株式会社 川崎北部学校給食サービス 代表取締役 山本 徳憲 |

2 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
(平成29年11月27日提出・平成29年12月14日議決)

| |
|--|
| 4の契約金額「8,083,958,233円」を「7,993,822,000円」に変更する |
|--|

3 変更理由

事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動等による契約金額の変更を行うものである。

(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業 事業契約書第 71 条第 4 項及び別紙 4-1 の規定に基づき契約金額の改定を行う必要があることから、平成 27 年第 4 回市議会定例会において議決（平成 29 年 12 月 14 日変更議決）された契約金額を変更するものである。

【事業契約書第 71 条第 4 項】

サービス購入料の額は、別紙 4-1 「サービス購入料の基本的な考え方」に定める方法に従って、決定及び改定（金利変動及び物価変動に伴うサービス購入料の改定等）されるものとする。

1 サービス購入料の仕組み

本事業における業務ごとのサービス購入料の構成は次のとおりである。

(サービス購入料の構成)

| 業 務 | サービス購入料 | 支払時期 | 状況 |
|--------------------------|--------------------|--|------|
| 給食センターの 設計・建設業務 | サービス購入料A (一括払い) | 給食センターの引渡し後に支払う | 支払完了 |
| | サービス購入料B (割賦払い) | 給食センターの引渡し後から事業 期間終了までの間にわたり四半期 ごとに支払う | 改定なし |
| 開業準備業務 | サービス購入料C (一括払い) | 開業準備完了後に支払う | 支払完了 |
| 給食センターの 維持管理・運営 業務 | サービス購入料D (固定料金) | 維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う | 改定有 |
| | サービス購入料E (変動料金) | 維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う | 改定有 |

2 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について

サービス購入料D（固定料金分）及びE（変動料金分）については、「契約締結年度（平成 27 年度）」と「支払い対象となる平成 31 年度の維持管理・運営の前々年度 4 月が属する年（平成 29 年度）の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%を超える変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしている。

今回、改定の対象となる費用は、固定料金分の内「運営費相当額（電気代相当分）」、「運営費相当額（ガス代相当分）」及び変動料金分の内「電気代相当分の単価」、「ガス代相当分の単価」であり、改定率は以下のとおりである。

(改定率)

| 項目 | 改定対象費用 | 平成27年度 価格指数(Io) | 平成29年度 価格指数(In) | 改定率 (In/Io)-1 |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 固定料金分 | 維持管理費相当分 | 99.0 | 99.0 | 0% |
| | 運営費相当額（光熱水費相当分を除く） | 102.8 | 103.9 | 1.07% |
| | 運営費相当額（電気代相当分） | 96.8 | 92.8 | -4.14% |
| | 運営費相当額（ガス代相当分） | 96.3 | 87.1 | -9.56% |
| | 運営費相当額（上下水道料相当分） | 100.0 | 100.7 | 0.70% |
| 変動料金分 | 光熱水費相当分以外の単価 | 102.8 | 103.9 | 1.07% |
| | 電気代相当分の単価 | 96.8 | 92.8 | -4.14% |
| | ガス代相当分の単価 | 96.3 | 87.1 | -9.56% |
| | 上下水道料金相当分の単価 | 100.0 | 100.7 | 0.70% |

3 改定後の各サービス購入料及び契約金額

| | 改定前 | 改定後 | 改定額 |
|-------------------|------------------------|------------------------|---------------------|
| サービス購入料A | 503,865,741 円 | 503,865,741 円 | 0 円 |
| サービス購入料B | 2,270,395,336 円 | 2,270,395,336 円 | 0 円 |
| サービス購入料Bの元本部分 | 2,097,204,348 円 | 2,097,204,348 円 | 0 円 |
| 割賦金利※ | 173,190,988 円 | 173,190,988 円 | 0 円 |
| サービス購入料C | 43,465,875 円 | 43,465,875 円 | 0 円 |
| サービス購入料D | 4,388,237,508 円 | 4,386,717,024 円 | △1,520,484 円 |
| サービス購入料E | 208,551,540 円 | 208,473,000 円 | △78,540 円 |
| 税抜合計 | 7,414,516,000 円 | 7,412,916,976 円 | △1,599,024 円 |
| 消費税及び 地方消費税相当額 | 579,306,000 円 | 579,178,077 円 | △127,923 円 |
| 税込合計 | 7,993,822,000 円 | 7,992,095,053 円 | △1,726,947 円 |

※割賦金利は非課税